

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	青木 内線 2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01	高額介護サービス費支払費用貸付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	条例施行規則			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04 介護保険サービスの基盤整備					
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者						
内容	1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）  2 事業実施方法 ①貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 ②申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 ③貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）						
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施						
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		40	40	40	27	27	27
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	27
②人件費等		407	436	423	0		0	
③減価償却費			145	156	0		0	
【事務分担当】（%）		5	5	5	0		0	
合計（①+②+③）		407	581	579	0	0	0	27
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		407	581	579	0	0	0	27
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	26

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	貸付件数（件）	0	0	0	1	1	
②							
③							

（問題点・課題分析）	制度開始以来ケアマネージャー等への周知やチラシの配布を行ってきた。26年度は相談・申請ともに0件だった。制度を必要としている対象者が高額介護サービス費の限度額を超えるサービスを利用しないため制度の利用に至らない。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区（社協にて生活福祉資金貸付制度あり）、北区、練馬区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。	チラシの改良やホームページの見直しを通じて制度周知を行う。	チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして制度を維持する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	加藤 内線 2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-04	高齢者住宅改修給付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠法令等	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。						
対象者等	介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する65歳以上の高齢者（所得要件あり）で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者。						
内容	1. 高齢者住宅改修予防給付（①～⑥介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） ①手すり取付 ②床段差解消 ③滑り防止・移動円滑化等の床材変更 ④引戸等への取替 ⑤洋式便器等への取替 ⑥その他付帯工事 2. 高齢者住宅設備改修給付 ①浴槽の取り替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円（都の補助基準と同額） ②流し、洗面台の取り替え及び付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円（都の補助基準と同額） ③便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都の補助基準と同額 3. 住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4. 住宅改修相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行う						
経過	平成元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）						
必要性	良質かつ安定的な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 申請→訪問調査→工事計画書の提出→改修費助成決定→工事着工→工事完了→完了調査→助成金支出						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		27,325	30,566	28,809	31,258	48,280	35,708
①決算額（27年度は見込み）		27,203	30,525	28,809	31,202	22,332	20,726	35,909
②人件費等		4,072	4,360	4,235	5,783	2,730	2,957	
③減価償却費			1,453	1,555	2,259	2,873	3,251	
【事務分担量】（%）		50	50	50	70	85	100	
合計（①+②+③）		31,275	36,338	34,599	39,244	27,935	26,934	35,909
特定財源の推移	国	375	382	353	0			
	都	9,219	10,804	14,140	13,964	10,924	10,009	17,502
	その他	377	191	353	0			
一般財源		21,304	24,961	19,753	25,280	17,011	16,925	18,407
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予防給付件数	6	16	18	17	18	10	8
	浴室改修給付件数	58	61	61	82	47	49	78
	流し・洗面台改修給付件数	3	2	2	0	2	0	2
	便所改修給付件数	62	70	58	57	47	44	70

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門相談員の報償費	481	報償費	専門相談員の報償費	681	報償費	専門相談員の報償費	864
	住宅改修事業者連絡会の謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	22		住宅改修事業者連絡会の謝礼	23
役務費	決定通知等郵送料	3	役務費	決定通知等郵送料	3	役務費	決定通知等郵送料	17
扶助費	住宅改修予防給付事業	2,443	扶助費	住宅改修予防給付事業	965	扶助費	住宅改修予防給付事業	1,440
	住宅設備改修給付事業	19,405		住宅設備改修給付事業	19,055		住宅設備改修給付事業	33,565

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	予防給付件数	17	18	10	8		
②	設備改修件数	139	96	93	150		
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を有効に活用し、自宅での自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。</li> <li>・住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。</li> <li>・要介護認定を受ける必要がある上、住宅改修給付の事前の訪問調査も行っていることから、住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。</p> <p>なお、設備改修給付（要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付）実施は22区 予防給付（要介護認定結果が自立の方を対象とした給付）実施は20区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在宅生活の継続及び介護予防につながるよう、引き続き、介護保険制度も踏まえて事業の見直し・改善を行っていく。	効果的な改修による高齢者の在宅生活の利便向上と、自立した在宅生活状況の確認と課題について、事後評価を行った。	在宅生活の継続及び介護予防につながるよう、引き続き、介護保険制度も踏まえて、事業の見直し・改善を行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	介護予防制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図る。

況議会 （要質問 状）	<p>13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について</p> <p>14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて</p>
-------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	藤澤	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-09	訪問介護自己負担金軽減費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	利用者に対する助成事業運営要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等						
内容	○経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。 （1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者 （2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者 （3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者						
経過	○経過措置対象者 【利用者負担割合】 平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年7月から：3%（区助成率7%） ※国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）						
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		4,062	3,008	2,354	1,801	1,749	1,744
①決算額（27年度は見込み）		2,512	2,228	1,825	1,576	1,304	1,312	1,513
②人件費等		814	1,308	0	413		0	
③減価償却費			436	0	161		0	
【事務分担当】（%）		10	15	0	5		0	
合計（①+②+③）		3,326	3,972	1,825	2,150	1,304	1,312	1,513
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		3,326	3,972	1,825	2,150	1,304	1,312	1,513
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	高齢者分（千円）							
	経過措置対象者分（千円）保険給付費分							
	経過措置対象者分（千円）区単独補助分	2413	2189	1798	1556	1285	1292	1486
	審査支払手数料（千円）	1	0					

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	2	需用費	事務用消耗品	2	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料（通知書）	17	役務費	郵送料（通知書）	18	役務費	郵送料（通知書）	25
負担金	負担金軽減費	1,285	負担金	負担金軽減費	1,292	負担金	負担金軽減費	1,486

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	助成件数（件）	322	224	203	247		
②	認定者数	31	26	22	22		年度末の認定者数
③							

（問題点・課題分析）	毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。また申請の担当者が変わり、引き継ぎがなく申請が滞る場合もあるため、確認が必要。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 台東区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な時期に請求を行えるよう事業者への周知を図る。	受付チェック表により、申請のない事業者に対し勸奨を実施した。	適切な時期に請求を行えるよう事業者への周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-04	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	藤澤 内線 2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-10	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18年度	根拠法令等	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画		
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準						
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等						
内容	<p>○利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。</p> <p>(1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>(2) 特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。</p> <p>○利用者負担：3%（本来10%）。</p>						
経過	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定）						
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 利用者が訪問介護サービスを利用し、10%を事業者支払い、区に領収書を添付し申請し区から7%の補助を受ける。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	449	603	528	202	215	762
①決算額（27年度は見込み）	103	123	135	178	347	629	863	
②人件費等	407	436	0	413		0		
③減価償却費		145	0	161		0		
【事務分担当】（%）	5	5	0	5		0		
合計（①+②+③）	510	704	135	752	347	629	863	
特定財源								
一般財源	510	704	135	752	347	629	863	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	移行利用者負担軽減費（千円）	100	117	129	175	340	620	836

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	0	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料（通知書）	7	役務費	郵送料（通知書）	9	役務費	郵送料（通知書）	25
負担金	負担金軽減費	340	負担金	負担金軽減費	620	負担金	負担金軽減費	836

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	助成件数（件）	27	44	48	52		
②	認定者数	14	19	17	21		
③							

（問題点・課題分析）	本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10%）全額を負担しなければならず、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。また、本人が3ヶ月毎に申請するので漏れが生じる場合がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な時期に請求を行えるよう、利用者への周知を図る。	対象者が利用している介護事業所への申請勧奨依頼をすることで、申請漏れの軽減につながった。	適切な時期に請求を行えるよう、利用者への周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

況議（要質問状）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	青木 内線 2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-11	介護保険サービス利用者負担軽減費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04 介護保険サービスの基盤整備					
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者						
内容	1 軽減対象サービス・（一般）25サービス（生活保護受給者）4サービス ※ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4						
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更 （本人負担割合を3/4とする（老齢福祉年金受給者は1/2）） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月 制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月 制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始						
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①利用者の申請に基づき対象者に決定通知・認定証を交付する。証を提示することで軽減を受ける。 ③社会福祉法人、事業者は区に対し（年2回）、区は都に対し（年1回）補助金を請求する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度							
	予算額	2,072	2,219	2,247	7,417	8,106	2,162	2,356
①決算額（27年度は見込み）	1,967	1,959	2,242	2,235	2,064	2,098	2,356	
②人件費等	1,629	1,744	1,694	1,239	1,248	1,159		
③減価償却費		581	622	484	507	488		
【事務分担量】（%）	20	20	20	15	15	15		
合計（①+②+③）	3,596	4,284	4,558	3,958	3,819	3,745	2,356	
特定財源								
国								
都	1,169	1,065	1,135	2,026	1,692	1,667	1,290	
その他								
一般財源	2,427	3,219	3,423	1,932	2,127	2,078	1,066	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	社会福祉法人等（千円）	1294	1316	1672	1562	1705	1886	
	介護サービス提供事業者（千円）	601	486	499	388	309	198	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	窓あき封筒等	35	需用費	窓あき封筒等	2	需用費	窓あき封筒等	2
役務費	郵送料（通知書）	15	役務費	郵送料（通知書）	13	役務費	郵送料（通知書）	25
負担金補助等	軽減補助金	2,014	負担金補助等	軽減補助金	2,083	負担金補助等	軽減補助金	2,329

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 軽減制度認定者数	80	77	60	64	64	年度末認定者
	② 軽減制度申出社会福祉法人数	57	62	63	65	67	区内・区外法人
	③ 軽減制度申出事業所数	83	84	86	88	90	区内・区外事業所

（問題点・課題分析）	①潜在的な制度対象者に対して、申請者数が少ない。 ②補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉法人22区、事業者17区で実施（H26.7状況）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	チラシ改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。	窓口に来庁した区民に対し制度説明を行った。預貯金額の確認等で世帯員の協力が得られない等、申請に至らないケースがあった。	チラシ改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-07	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	秋元	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-13-01	地域密着型サービス拠点等整備費補助			
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業	
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18年度	根拠	介護保険法、地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱	
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等		
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備		
目的	地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を確保し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。				
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等 指定後の適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し、補助金を活用しつつ整備を行う。指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し審査を実施する。</li> <li>地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。</li> <li>監査（実地検査）の実施【再掲 07-04-16参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。</li> <li>運営推進会議 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。</li> <li>区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について 荒川区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。</li> </ol>				
経過	<p>○平成18年4月 介護保険法改正「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始</p> <p>○平成18年9月 補助金交付要綱制定</p> <p>○平成23年3月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>○平成24年9月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>○平成24年12月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>○平成25年7月・平成26年1月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>○平成26年11月・12月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>○平成27年3月末事業所数</p> <p>①認知症対応型通所介護 11か所 ②小規模多機能型居宅介護 4か所</p> <p>③地域密着型介護老人福祉施設 1か所 ④認知症対応型共同生活介護 12か所</p> <p>⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2か所</p>				
必要性	適正な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）				
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） ①公募による選定 ②事業者と事業を進めるための事前協議 ③「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 ④交付決定 ⑤事業者への補助実施 ⑥指定申請手続き ⑦指定決定				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			205,700	222,500	450,306	873,565	869,974	871,096
①決算額（27年度は見込み）			12,538	5,950	202,126	147,392	13,788	247	28,375
②人件費等			2,443	3,924	9,316	7,435	6,238	6,180	
③減価償却費				1,307	3,421	2,904	2,535	2,601	
【事務分担当】（%）			30	45	110	90	75	80	
合計（①+②+③）			14,981	11,181	214,863	157,731	22,561	9,028	28,375
特定財源	国	地域介護・福祉空間整備等交付金	8,550	4,140	0	3,301	10,000	0	10,290
	都	地域医療介護総合確保基金等	991	1,505	202,126	136,369	3,054	0	16,708
	その他								
一般財源			5,440	5,536	12,737	18,061	9,507	9,028	1,377
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）		4	5	10	13	15	15	22
	グループホーム等防火対策緊急整備（件）		2	1	0	0	0	0	4
	地域密着型事業所数		19	19	24	28	29	30	31

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	定期巡回・随時対応整備	10,000	報償費	選定委員会外部委員報償費	239	報償費	選定委員会外部委員報償費	238
	小規模多機能整備	3,708	需用費	選定委員会食糧費	9	需用費	選定委員会食糧費	4
報償費	選定委員会外部委員報償費	79				負担金補助等	地域密着型事業所等整備	23,948
需用費	選定委員会食糧費	1				負担金補助等	消防設備整備	4,185

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 新規指定・再開地域密着型事業所数	7	2	2	1	4	※各年度末時点
	② 廃止・休止地域密着型事業所数	3	1	1	0	0	※各年度末時点
	③ 地域密着型事業所数	28	29	30	31	35	※各年度末時点

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の敷地が必要な地域密着型サービスについては、運営に適した広さの土地を確保できず、公募の申込みまで至らないため、整備が進んでいない。</li> <li>平成28年度からの小規模通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行に対応するための体制を整える必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ケアマネジャーに地域密着型事業所の適切な利用を促す。	実地指導やケアプラン点検等において、地域密着型サービスを利用することが適切な利用者がいた場合、指摘を行った。	ケアマネジャーに地域密着型事業所の適切な利用を促す。
②	第三次一括法による介護予防支援事業所の運営基準等の条例委任等に対応する。	条例の制定及び改正を行った。	条例に基づく適正な運営等を進める。
③	地域ごとの偏在解消、サービスの質の担保、プランに基づく計画的整備を行うため、効果的な誘導方法の検討を行う。	質の高い事業者の選定を行うため公募を継続するとともに、地域密着型サービスの公募期間の拡大及び都府有地を活用した公募を実施した。	金融機関や宅建協会など用地情報を保有している機関等との連携し、事業者に対して周知を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービスの充実、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。

況議 （要 質 問 目 状）	18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について 21.2定 小規模多機能型居宅介護の拡充について 21.3定 都営住宅を活用したグループホームの設置について
-------------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	丸田	内線	2436	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-15-01	介護サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。						
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等						
内容	実務者研修に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等でサービス提供責任者、主任介護職員等の就任予定者が、実務者研修を修了した場合 内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）						
経過	平成21年度 事業開始 平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加 平成24年度 訪問介護員2級資格取得後に退職する者が多いため、補助対象から訪問介護員2級を廃止 平成25年度 国が訪問介護員1級と介護職員基礎研修を実務者研修に一本化したため、補助対象を実務者研修に一本化						
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 都が実施する「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」を併せて利用することで、本事業活用に当たっての事業者の負担が軽減されるため、当該事業についても積極的に周知を図る。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		6,800	3,800	3,800	1,800	900	1,260
①決算額（27年度は見込み）		1,428	2,645	1,025	1,133	0	394	1,260
②人件費等		2,443	1,744	508	0	416	155	
③減価償却費			581	187	0	169	65	
【事務分担量】（%）		30	20	6	0	5	2	
合計（①+②+③）		3,871	4,970	1,720	1,133	585	614	1,260
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		3,871	4,970	1,720	1,133	585	614	1,260
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実務者研修修了者（人）	-	-	-	-	0	3	7
	基礎研修修了者・1級取得者（人）	2	8	3	9	廃止	廃止	廃止
	2級取得者（人）	13	18	8	廃止	廃止	廃止	廃止

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	実務者研修取得補助	0	負担金補助等	実務者研修取得補助	394	負担金補助等	実務者研修取得補助	1,260

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 実務者研修修了者		0	3	7	7	本事業により資格を取得した人数
	② 介護職員基礎研修修了者	9					本事業により資格を取得した人数
	③ 訪問介護員1級取得者	0					本事業により資格を取得した人数

（問題点・課題 指標分析）	介護事業者の実務経験者が介護福祉士になる場合、本事業の補助対象である実務者研修を修了することが、当初平成24年度から要件とされる予定であったが、介護人材不足のため延期が繰り返され、介護職員の資格制度の見通しが不透明な状況が続いてきた。 なお、現時点では平成28年度から要件とするものとされている。
	（実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区） 補助対象資格は介護福祉士や初任者研修等

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	補助対象と補助上限額の検討を行う。	引き続き実務者研修の受講のみを補助対象としたが、資格制度の見通しが一定程度立ってきたこともあり、3件の実績があった。	資格制度における国の動きを注視しつつ、介護人材の定着促進をこれまで以上に図るため、補助対象の拡大を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	重点的に推進	実務者研修以外の資格に対する支援も検討する。

況議 （要 質 問 状 ）	H20.3定 H20.4定	介護事業者、介護従事者への支援について 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
------------------------------	------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護サービス事業者専門指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	丸田 内線 2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-97-98	介護サービス事業者専門指導事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	区内介護サービス事業所に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。						
対象者等	区内介護サービス事業所						
内容	1 相談の種類及び実施方法等 集団指導 専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導 1回当たり2時間予定 講師謝礼単価 13,000円/時						
経過	平成20年10月 事業開始（個別指導のみ） 平成22年度 法律相談を廃止したことで、個別指導だけでなく、集団指導も追加した。 平成23年度 個別による指導で、一定の改善がみられたことから税務相談・労務管理相談・経営指導を廃止し個別指導を終了。以降、集団指導のみの対応とした。 （平成23年度の集団指導については、労働基準監督署職員による指導のため報酬発生せず） 平成24年度 介護報酬の改定に伴い、サービス種別ごとに説明会を開催した。（職員が講師として説明を行ったため報酬発生せず） 平成25年度 専門家を講師として、消費増税による介護報酬改定に関する説明会を開催した。 平成27年度 事業者支援・指導事業に統合した。						
必要性	区内の介護事業者がより質の高い会議サービスを提供するためには、介護保険法に基づく実地指導とあわせて、事業所運営に欠かせない、労務、税務等の専門性の高い分野の知識習得を積極的に支援する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・東京都の区市町村指導検査体制整備補助事業（平成20年度～22年度）を活用 （補助率 平成20年度：10/10、平成21.22年度：1/2）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	1,420	1,090	52	52	52	52
②人件費等	584	328	0	0	26	0	0	
③減価償却費	4,072	3,924	508	413	416	927		
【事務分担当】（%）			187	161	169	390		
合計（①+②+③）	50	45	6	5	5	12		
特定財源	4,656	5,559	695	574	611	1,317	0	
国								
都								
区市町村指導検査体制整備補助金	291	164						
その他								
一般財源	4,365	5,395	695	574	611	1,317	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	集団指導（件数）	0	2	1	6	1	2	
	税務相談（件数）	10	11	廃止	廃止	廃止	廃止	
	労務管理相談（件数）	6	11	廃止	廃止	廃止	廃止	
	労務管理・経営診断（件数）	5	0	廃止	廃止	廃止	廃止	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	26						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	① 集団指導件数	6	1	2			
②	②						
③	③						

（問題点・課題分析）	・他事業でも介護事業所向け指導を行っているため、統合を図る。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者向け研修や地域ケア会議等と連携して、その効果を補完するために必要なテーマについて検討し実施していく。	平成27年度より「事業者支援・指導事業」に統合し、総合的に指導を行っていくこととする。	平成27年度より「事業者支援・指導事業」に統合し、総合的に指導を行っていくこととする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
休止・完了	休止・完了	平成27年度より「事業者支援・指導事業」に統合し、総合的に指導を行っていくこととする。

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	秋元 内線 2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-01	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 22年度		根拠	荒川区小規模多機能型居宅介護サービスの試行			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	利用に係る補助金交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	小規模多機能型居宅介護サービスの試行的利用（保険給付対象外）を希望する要支援者及び要介護者を受け入れる事業者に対して、これに係る経費（通いサービス及び泊まりサービス）について補助を実施することにより、地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進を図る。						
対象者等	荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者で、かつ、事業所を開設した日から起算して3年を経過していない事業所						
内容	[補助対象者] 荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者 [補助対象経費] 小規模多機能型居宅介護サービス経費（通いサービス・泊まりサービス）。ただし、試行の当初利用予定日から7日間のうち、4日を限度とする。（ただし、1月当たり登録定員の1割（小数点以下端数切上げ）を超えない範囲とする。） [補助額] 試行利用する者の要介護度に応じた金額に、試行利用に係る日数を乗じる。 要支援1 1,500円 要支援2 2,800円 要介護1 4,000円 要介護2 5,800円 要介護3 8,200円 要介護4 9,100円 要介護5 10,000円						
経過	平成22年度 事業開始 平成24年度 補助対象の事業所を開設から3年を経過していない事業所に限定						
必要性	小規模多機能型居宅サービスは、利用者へ同時に複数のサービス（通所、訪問、宿泊）を提供できる介護サービス事業所であることから、利用促進を図った。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			1,009	788	522	522	337
①決算額（27年度は見込み）			28	29	23	24	4	35
②人件費等			1,308	508	413	416	77	
③減価償却費			436	187	161	169	33	
【事務分担量】（%）			15	6	5	5	1	
合計（①+②+③）		0	1,772	724	597	609	114	35
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源		0	1,772	724	597	609	114	35
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	試行的利用の利用者数（人）		3	4	1	2	1	2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	小規模事業者支援補助	24	負担金補助等	小規模事業者支援補助	4	負担金補助等	小規模事業者支援補助	35

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 試行的利用者数	1	2	1	2		
	② 本利用に至った利用者数	0	2	1	2		
	③ 小規模多機能サービス利用件数	50	79	75	102		各年度3月審査時点

（問題点・課題 指標分析）	当該事業が開始されてから5年が経過し、居宅介護支援事業者の小規模多機能型居宅介護サービスに対する一定程度の理解がされた結果、試行利用ではなく開始当初から通常の利用を希望することが増えており、区内の登録定員数に対する補助件数の割合が減少している。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	小規模多機能事業者だけでなく、ケアマネジャーにも本制度の周知を図り、ケアプランに盛り込みやすくする。	区内介護サービス事業者を対象とした説明会や、荒川区介護事業者専用サイト「ケア倶楽部」において、本制度の周知を図った。	ケアマネジャー等の当サービスに対する一定の理解が進んでおり、本制度の目的を達成した。
②	本事業の趣旨を踏まえ、補助内容の検討を行う。	サービスに対する理解がされた結果、試行利用ではなく開始当初から通常利用の希望が増加した。	本制度の目的を達成した。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	休止・完了	ケアマネジャー等の当サービスに対する一定の理解が進んでおり、本制度の目的を達成した。

況議 （要 質 問 状）	H21.2定 小規模多機能型居宅介護サービスの独自支援策について
--------------------------	----------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	丸田 内線 2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-01	介護保険サービス従事者功労者表彰事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 22年度		根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力したサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。						
対象者等	次に掲げる要件を全て満たす者 ①指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 ②利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者						
内容	平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会 平成26年度 祝賀会において講演会を実施						
経過	平成22年度 11月11日「介護の日」に合わせて事業実施 平成23年度 継続事業として3月23日実施 平成24年度 継続事業として10月23日に実施 平成25年度 継続事業として10月15日に実施 平成26年度 継続事業として10月14日に実施 平成27年度 継続事業として10月14日に実施予定						
必要性	区内の質の高い介護サービス確保のため、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要であるが、従業者の勤労意欲向上に資すること及び事業者の意欲向上を図るため、節目事業ではなく、通年事業として実施が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			808	598	639	617	582
①決算額（27年度は見込み）			480	506	416	369	308	548
②人件費等			2,180	2,964	413	416	1,236	
③減価償却費			726	1,089	161	169	520	
【事務分担当】（%）			25	35	5	5	16	
合計（①+②+③）		0	3,386	4,559	990	954	2,064	548
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		0	3,386	4,559	990	954	2,064	548
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	表彰者数（人）		63	53	50	65	42	60
	講演会参加者数（人）		77					

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	記念品・表彰状等	169	需用費	記念品・表彰状等	149	需用費	記念品・表彰状等	387
委託料	会場設営等委託	119	委託料	会場設営等委託	87	委託料	吊看板制作委託	45
報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	55
役務費	部分筆耕等	21	役務費	部分筆耕等	10	役務費	部分筆耕等	29
使用料等	会場使用料等	16	使用料等	会場使用料等	18	使用料等	会場使用料等	32

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	表彰対象者数（人）	50	65	42	60	65	
②							
③							

（問題点・課題 分析）	・表彰対象者数については、事業を重ねてきたことによる減要因と民間事業所数の増加に伴う増要因とがあるため、数の推移を予測することが困難である。 ・産業経済部において実施している事業所功労者表彰との住み分けを整理しながら、事業所に対する表彰についても検討する必要がある。
	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 介護従業者に対する永年表彰を実施しているもの。（区政功労者等への表彰は含めていない）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	表彰対象者人数の実態を確認しながら、実施頻度や会場規模等、事業の実施方法を検討していく。	介護労働安定センターに依頼し、被表彰者の意欲を向上させる講演を祝賀会で実施した。	表彰対象者人数の実態を確認しながら、実施頻度や会場規模等、事業の実施方法を検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	従業者の意欲向上及び社会的評価の向上につながる事業である。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-12	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	賦課・収納事務費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	桂木
				内線	2441		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	賦課・収納事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 □区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。						
対象者等	介護保険第1号被保険者…荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む） 48,917人（27年3月末現在） （うち外国人被保険者 1,081人 住所地特例者 316人）						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者の資格取得及び喪失に関する事務</li> <li>被保険者証に関する事務</li> <li>介護保険料の賦課及び減免に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険料納入通知書の送付</li> <li>災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者（第3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務</li> </ol> </li> <li>介護保険料の徴収に関する事務</li> <li>介護保険料の滞納整理に関する事務</li> <li>介護保険料の徴収嘱託及び受託に関する事務</li> </ol>						
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成9年12月 介護保険法公布</li> <li>平成12年4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 平成12年4月～平成12年9月…全額免除、平成12年10月～平成13年9月…1/2減額、平成13年10月…全額納付開始</li> <li>平成14年4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始）</li> <li>平成15年4月 荒川区介護保険条例の一部改正（第2期介護保険料設定）</li> <li>平成18年4月 荒川区介護保険条例の改正（第3期介護保険料設定）及びシステム変更</li> <li>平成21年4月 荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し）</li> <li>平成24年4月 荒川区介護保険条例の改正（第5期介護保険料設定）及びシステム変更</li> <li>平成27年4月 荒川区介護保険条例の改正（第6期介護保険料設定）及びシステム変更</li> <li>平成27年7月 荒川区介護保険条例の改正 ※国による軽減措置により第1段階の保険料が軽減</li> </ol>						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 介護保険料賦課・徴収：当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	21,087	20,000	27,034	25,808	25,107	28,929
①決算額（27年度は見込み）		13,639	14,363	22,759	19,900	23,907	24,506	28,812
②人件費等		47,235	50,576	49,120	44,014	49,052	53,170	
③減価償却費			16,849	18,038	19,362	22,139	24,383	
【事務分担量】（%）		580	580	580	600	655	750	
合計（①+②+③）		60,874	81,788	89,917	83,276	95,098	102,059	28,812
特定財源	国	0	0	0	0	0		
	都	0	0	0	0	0		
	その他 一般会計繰入金等	60,874	81,788	89,917	83,276	95,098	102,059	28,812
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	被保険者数/年度末	44046	44054	44827	46426	47672	48917	
	増加率(%)	1.6	0	1.7	3.4	2.6	2.6	
	保険料収納率 現年分(%)	96.7	97.1	97.2	97.0	97.2	97.1	
	保険料収納率 滞納繰越分(%)	14.8	16.9	23.4	17.8	17.7	19.3	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	徴収嘱託員報酬	529	報酬	事務嘱託員報酬	7,017	報酬	事務嘱託員報酬	6,802
	事務嘱託員報酬	6,626	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,085	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,108
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,032	需用費	納入通知書印刷等	2,215	旅費		38
旅費		0	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,353	需用費	納入通知書印刷等	3,214
一般需用費	納入通知書印刷等	2,633	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	6,707	役務費	公金取扱手数料・郵送料	8,728
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,541	負担金補助等	特別徴収の軽油事務負担金	129	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	8,761
委託料	MT処理・OCR読取委託料等	6,401				負担金補助等	特別徴収の軽油事務負担金	161

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 収納率（現年分）（%）	97.03	97.17	97.32	97.35	97.35	目標値は第6期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
	② 収納率（うち普通徴収分）（%）	83.78	84.00	84.53	84.55	84.55	24～26年度は実績
	③ 収納率（滞納繰越分）（%）	17.83	17.68	19.23	23.36	23.36	24～26年度は実績

（問題点・課題分析）	荒川区においては介護保険料の所得段階が第1段階に属する世帯が最も多く、低所得世帯の負担は大きい。生活状況等を踏まえ、どうしても納付が困難な方に対しては、ご相談を受けた上でこれまで以上に柔軟な対応をしていく必要がある。一方、再三の督促・催告にもかかわらず納付の意思が確認できない方、または、納付する財力があるにもかかわらず滞納していると考えられる方に対しては、財産調査を行い積極的に差押え処分を行っていかなければならない。その際は、介護保険事業運営における財政基盤整備のため、滞納者の財産額・滞納額等を考慮して、費用対効果を最大限得られるよう効率的な差押え処分を実施していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	差押等により分納誓約をした滞納者について、納付状況を定期的に把握し、場合によって納付相談や差押を行い収納率の向上を図る。	引き続き滞納となっている者に対して、差押えを視野に入れながら最終予告通知等の滞納処分を細やかに行い、収納率の向上を図った。	キャッシュカードによる口座振替登録サービス導入に引き続き、安定的な収納率の向上のため、新しい収納方法の導入も検討する。
②	職員が、債権回収に関する知識を身に付け、滞納者に対する滞納整理を円滑に行うことにより、収納率の維持・向上を図る。	滞納整理に関する研修への出席や、区役所内の債権回収を所管する各課への情報収集を行い、業務の参考とした。	職員で滞納整理事務を適切に分担し、差押えや財産調査、滞納者との交渉件数等を数値化し、定期的に結果を検証する。
③	区と納付案内センター間で、適切に業務分担し、効率的な体制を構築すして、滞納者の減少に向けて効果的な滞納整理事務を行う。	納付案内センターの催告対象とする滞納者のリスト作成に際し、区が滞納整理を行った滞納者を省く等の情報の整理・追加を行った。	納付案内センターとの連携を更に密にすることで状況把握に努め、支払い漏れを防ぎ効率的に収納率の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	今後、益々高齢社会となっていく状況において、高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。

況議会 （要質 問旨 状）	H21. 2定	23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて
	H23. 2定	介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて
	H24. 2定	介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-13	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	新井	内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	認定事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備		
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。</li> <li>2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。</li> <li>3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。</li> <li>4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。</li> <li>5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。</li> <li>6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。</li> </ol>				
経過	平成12年4月	介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始）			
	平成15年4月	認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更			
	平成16年4月	更新までの認定有効期間を最長24ヶ月間に延長			
	平成18年4月	旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化			
	平成21年4月	介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更			
	平成23年4月	変更、更新申請の一部（要支援+要介護）に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長			
	平成24年4月	新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長			
	平成26年4月	要介護認定に係る事務の一部を委託化			
	平成27年4月	更新申請に係る要支援者の認定の有効期間を最長24ヶ月に延長			
必要性	介護保険法に基づく必須の事業				
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・新規・変更申請の訪問調査は原則区職員が実施し、更新申請は民間の居宅介護支援事業者等に委託 ・要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者へ委託				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般会計繰入金等	197,524	228,437	225,821	228,648	228,869	232,031
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		申請件数	9030	9825	9655	9416	9176	9311
	訪問調査件数	8899	9984	9546	9423	9180	9300	
	審査件数	8827	9505	9453	9034	9050	9204	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員・調査員・事務嘱託員	50,468	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	50,438	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	52,257
共済費	公務災害補償費負担等	4,618	共済費	公務災害補償費負担等	4,612	共済費	公務災害補償費負担等	5,007
報償費	審査会判定部会長会議等	190	報償費	審査会委員連絡会謝礼等	345	報償費	審査会委員連絡会謝礼等	866
特別旅費	調査員旅費	238	旅費	認定調査員旅費	255	旅費	認定調査員旅費	468
食糧費	食糧費	0	需用費	認定事務用消耗品等	465	需用費	認定事務用消耗品等	1,083
一般需用費	認定事務用消耗品等	692	役務費	主治医意見書作成料、郵便料	46,813	役務費	主治医意見書作成料、郵便料	51,023
役務費	主治医意見書作成料、郵便料	44,608	委託料	認定調査委託料等	43,904	委託料	認定調査委託料等	44,874

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 申請から認定までの日数（平均）	38.5	39.1	35.9	33.0	30	介護保険法第27条第11項
	② 調査員新任研修受講者数（人）	43	28	26	30	100	
	③ 調査員現任研修受講者数（人）	290	265	268	270	300	

（問題点・課題分析）	要介護認定は、全国一律の基準に基づき公正かつ的確に行われることが重要であり、認定調査員によって、あるいは認定審査会（合議体）によって、判断の異なることがないよう、適正な要介護認定が求められている。また、申請日から30日以内に結果を通知する必要があるが、平成26年度は平均35.9日となっている。高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加も見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、平成26年度から要介護認定事務の一部（申請受付、システムへの入力作業等）を委託し、事務執行体制の変更を行ったが、さらに事務の改善を行い、結果をお知らせするまでの期間の短縮を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・要介護認定事務の一部委託実施区 8区（品川、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	調査員の資質向上を図るため、調査票の確認作業を行い、個別指導を徹底するとともに、調査員研修の充実を図る。	認定調査票の確認作業を丁寧に行い、調査員への個別指導に力を入れた結果、一次判定の精度が高まった。	認定調査員の資質向上を図るための取り組みを引き続き推進する。
②	審査判定の手順や基準が各合議体で共有されるよう、審査会委員を対象とした会議を開催し、審査会委員全員に周知する。	認定審査会委員連絡会を開催し、審査判定手順等の確認を行うとともに、制度改正に伴う変更点等の周知を図った。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、合議体による判定結果のバラツキを小さくするための取り組みを継続して行う。
③	申請から結果を出すまでの期間を短縮するため、審査会事務局の執行体制を改善し、事務の効率化を図る。	要介護認定事務の一部を委託し、事務の効率化を図った。その結果、申請から結果をお知らせするまでの日数を短縮できた。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、審査会事務局を担う職員レベルアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

況議（要質問状）	平成21年第2定例会 要介護認定方法の見直しについて
----------	----------------------------



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	小川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-01	介護保険システム運用管理費	01-01-01	一般会計繰出金	内線	2431	
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。						
対象者等	民間事業者（システム開発業者）						
内容	<p>○介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。                      平成18年度～平成22年度 債務負担による5年間の分割支払。※総額 115,327,920円(18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年)                      平成23年度 単年度での現行システム再リース                      平成24年度からシステムを更改し、債務負担による5年間(平成24年度～平成28年度)の分割支払。                      平成26年度より増税に伴い、契約金額が変更となった(1,685,700円増)。※総額 162,096,386円                      (24年度：32,082,206円、25年度：32,082,120円/年、26～28年度：32,644,020円/年)</p> <p>○介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム変更経費</p> <p>○介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分：庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。</p>						
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 ※平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改						
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。						
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 管理運営・保守等を委託(委託費用は内容のとおり)。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		59,816	48,995	79,772	77,740	59,791	93,215
①決算額(27年度は見込み)		51,011	29,290	52,731	71,823	46,240	74,599	123,395
②人件費等		814	3,488	3,388	3,304	3,327	3,090	
③減価償却費			1,162	1,244	1,291	1,352	1,300	
【事務分担当】(%)		10	40	40	40	40	40	
合計(①+②+③)		51,825	33,940	57,363	76,418	50,919	78,989	123,395
特定財源	国 介護保険事業費補助金等			3,060		767	9,905	6,464
	都							
	その他 一般会計繰入金	51,825	33,940	54,303	76,418	50,152	69,084	116,931
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	介護保険システム負担分	17686	6995	6669	9357	8799	9637	9239
	介護保険システム管理運営費	33325	22295	46062	62466	37441	64962	114156

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	トナーカートリッジ等	912	需用費	トナーカートリッジ等	1,158	需用費	トナーカートリッジ等	1,534
委託料	システム管理運営委託等	36,529	委託料	システム管理運営委託等	63,804	委託料	システム管理運営委託等	112,622
繰出金	システム負担分	8,799	繰出金	システム負担分	9,637	繰出金	システム負担分	9,239

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題 分析）	前年度に引き続き、収納データの正確性の確保、データ抽出の簡易性、事務負担の軽減、事務処理の効率化等、システム運用上の課題を改善していく必要がある。また、次期システム更改もしくは機能追加に向けて準備を進めていく必要がある。
他区の実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	前年度に引き続き、収納データの正確性の確保等、システム運用上の課題を日々の業務を通して整理し、改善をしていく必要がある。	平成27年度も引き続き、左記の内容に係る改善策を検討する必要があると考えた。	平成27年度の検証を踏まえて、問題点・改善点などがあれば対応を検討する。
②	次期システム更改もしくは機能追加に向けて検討をする。	更改時期は近づいていなかったが、システム運用上の課題は日々整理し、改善していく必要性はあった。	次期システム更改もしくは機能追加に向けて、工程を整理し、準備を進めていく必要がある。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

況議 会 （要 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	事業者支援・指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	結城
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費	01-07-01	事業者支援事務費	内線		2436
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。また、介護サービス事業者に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。						
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族						
内容	<p>【事業者支援】</p> <p>1 事業者連絡会 . . . . . 事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施</p> <p>2 事業所訪問相談 . . . . . サービス事業所からの依頼に基づき訪問相談を実施</p> <p>3 荒川区・事業者区民向け研修 . . 介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施</p> <p>4 その他情報提供 . . . . . 介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施</p> <p>【事業者指導】</p> <p>1 実地指導 . . . . . 介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施</p> <p>2 ケアプラン点検 . . . . . 対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度）</p> <p>3 利用者宅訪問調査 . . . . . 住宅改修・福祉用具購入利用者宅を訪問し、確認・指導を実施</p> <p>4 集団指導 . . . . . 専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導</p>						
経過	<p>平成14年度 給付費通知発送開始（年2回）</p> <p>平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置</p> <p>平成18年度 実地指導等を本格実施</p> <p>平成19年度 荒川区介護給付適正化計画を作成</p> <p>平成20年度 事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成</p> <p>組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設</p> <p>第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記</p> <p>介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始）</p> <p>平成23年度 事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託</p> <p>平成24年度 ケアプラン点検事業の実施、福祉用具外れ値通知発送</p> <p>平成27年度 介護サービス事業者専門指導事業を統合</p>						
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		13,768	13,663	15,483	15,575	18,552	19,968
①決算額（27年度は見込み）		13,034	13,088	15,024	15,030	15,768	16,354	16,108
②人件費等		7,330	8,284	13,550	4,957	14,139	14,137	
③減価償却費			2,760	4,976	1,936	5,746	5,949	
【事務分担当】（%）		90	95	160	60	170	183	
合計（①+②+③）		20,364	24,132	33,550	21,923	35,653	36,440	16,108
特定財源の推移	国 地域支援事業交付金	40	51	384	282	1,623	1,049	601
	都 地域支援事業交付金	3,807	4,398	192	929	811	524	300
	その他 地域支援事業繰入金等	16,517	19,683	32,974	20,712	33,219	34,867	15,207
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	事業者連絡会・適正化研修会（回）	16	19	28	29	18	17	21
	参加事業者数（事業所）	694	939	1513	2045	1132	931	1165
	事業者団体等出張説明会（回）	7	6	1	2	1	1	1
	参加者数（人）	552	100	20	30	53	50	50

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,037	報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,156	報酬	非常勤職員報酬（4名+アドバイザー1名）	10,306
共済費	公務災害補償経費等	1,415	共済費	公務災害補償経費等	1,417	共済費	公務災害補償経費等	1,592
特別旅費	非常勤職員旅費	10	旅費	非常勤職員旅費	4	旅費	非常勤職員旅費	11
報償費	適正化研修講師謝礼	53	報償費	適正化研修講師謝礼	75	報償費	適正化研修講師謝礼	169
需用費	一般需用費等	144	需用費	一般需用費等	142	需用費	飲物代	1
委託料	研修事業運営委託等	4,114	役務費	郵便料	931	役務費	郵便料	1,078
使用料及び賃借料	研修会場使用料	83						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 連絡会・適正化研修会	29	18	17	24	17	
	② 実地指導件数・監査件数	53	48	68	50	50	
	③ 実地指導及びケアプラン点検事業におけるケアプラン点検件数	114	50	88	100	100	対象：居宅介護支援事業所※実地指導は1事業所5件でカウント

（問題点・課題分析）	①実地指導や監査においては、指導員の知識及び技術の平準化を図り、指摘事項が指導員によって偏らないための取組が必要である。
	②苦情や事業所での事故の発生によっては、対応等時間や人員を要するため、実地指導やケアプラン点検業務の実施に影響を及ぼすことが多い。
他区の実況	③介護老人福祉施設に対する指導や居宅サービスの指定権限が区に移管されることに伴い、区における指導体制の充実が必要となってくる。
	④事業所によっては、毎回同じ指摘を繰り返しており、なかなか理解を得られないことがある。
	（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） ・指定市町村事務受託法人に事務委託している区：12区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	指摘事項を担当者間で情報共有を図ると共に、事務受託法人へ実地指導に係る事務の一部委託し、区指導員の資質の向上を図る。	これまでの苦情や虐待対応について、関係機関や区からの情報の記録を蓄積し、対応の参考となるよう効率化を図った。	前年度の取組を継続し、区指導員間の情報共有と資質向上に取り組むとともに、事業者に対しても情報周知を図っていく。
②	過去の苦情・虐待通報件数等を踏まえ、予め余裕をもって実地指導やケアプラン点検数を設定し年間計画を作成する。	可能な限り目標件数を達成できるよう、予め余裕を持って計画を作成し実施した。	前年度の取組を引き続き継続して実施し、突発的の案件にも弾力的に対応していく。
③	国及び都の動向について情報収集を行う。	総合事業（みなし分）を実施する事業所に対する指導について、担当である高齢者福祉課との連携について検討・整理した。	総合事業（みなし分）を実施する事業所に対する指導について、高齢者福祉課と連携をして取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議（要質問） 会（質問） 状	平成17年 3定	適正化の事業内容、実績について
	平成18年 3定	要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について
	平成19年 2定	介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	0	委託料	調査業務委託	5,530			
役務費	郵便料	287						
委託料	調査業務委託	7,814						

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題 分析）	<p>○国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。</p> <p>○策定した計画に基づき、着実に介護サービスの基盤整備を行う必要がある。</p> <p>○策定した第6期介護保険事業計画を実行していくとともに、第7期介護保険事業計画に向けて、新たにデータの収集分析等を進めていく必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者等実態調査の結果を活用し、第6期介護保険事業計画を策定する。	実施した調査結果を活用し、第6期介護保険事業計画を策定した。	第7期介護保険事業計画の策定に向けて、引き続き基礎データ収集を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	第7期介護保険事業計画の策定に向けて、第6期介護保険事業計画における基礎データの収集、分析を行っていく必要がある。

況議会 （要質問 旨状）	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について
--------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	周知用冊子及び区報特集号	1,257	需用費	周知用冊子	1,200	需用費	周知用冊子及び区報特集号	1,530
役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	27
委託料	介護の日特集号関連	251	委託料		0	委託料	介護の日特集号関連	810

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	区民説明会・事業者説明会等参加者数	1722	899	917	1000	1000	21年度、24年度、27年度制度改正
②	制度趣旨の認知度（％）		76.5			78.0	介護保険制度に肯定的な人の割合（3年毎調査）
③	②のうち、65歳未満対象者の認知度（％）		82.8			85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合（3年毎調査）

（問題点・課題分析）	3年毎の介護保険事業計画の策定とともに介護保険制度の改正が頻繁に行われるため、利用者にとって複雑で解りづらい制度となっている。円滑な制度運営のためには、区民への周知とともに、サービス利用者として直接接する事業者に対しても説明会等を通じて情報提供の徹底が不可欠である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第6期介護保険事業計画の内容を踏まえ、パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、わかりやすい情報提供に努める。	区報を介護保険特集号から通常号の特集記事にすることで経費削減と事務の効率化を図った。	引き続き、パンフレット、広報誌、ホームページ等を通じてわかりやすい情報提供に努める。
②	第6期介護保険事業計画の内容を踏まえ、区民、事業者を対象とした説明会を実施する。	27年度制度改正及び事業計画の内容について区民、事業者を対象とした説明会を実施した。	引き続き区民、事業者を対象とした説明会を実施する。
③	介護保険についての中学生向・啓発小冊子を用いて、学校での介護保険出前教室等を実施する。	26年度は区内中学校2校において、中学校向け啓発小冊子を用いた出前教室を実施した。	27年度からの制度改正に対応するよう小冊子を修正し、学校での介護保険出前教室を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	平成27年度の大規模な制度改正の内容をはじめ、介護保険制度の趣旨や利用方法を広く区民に周知する必要があるため、必要不可欠である。

況議会（要質問状）	○平成21年度一定若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことの必要性について
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護保険運営協議会の運営	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	田中、高石
						内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	運営協議会費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04 介護保険サービスの基盤整備					
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。						
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））						
内容	○介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。 ○年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。 ○第5期介護保険事業計画期間（平成24年度～平成26年度）の主な審議内容 (1) 第5期介護保険事業計画の進捗状況について (2) 地域密着型サービス事業者の指定について (3) 地域包括支援センター、地域支援事業について (4) 介護保険制度の改正点について (5) 介護保険事業の充実、改善方法について						
経過	平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24） 平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15） 平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等） 平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24） 平成20年度 5回開催（H20.6/10、10/23、11/27、H21.2/18、3/24） 平成21年度 3回開催（H21.7/31、H21.11/10、H22.3/23） 平成22年度 3回開催（H22.6/28、H22.11/26、H23.3/23） 平成23年度 5回開催（H23.6/29、H23.11/1、H23.12/8、H24.1/27、H24.3/22） 平成24年度 4回開催（H24.7/27、H24.11/5、H25.1/11、H25.3/21） 平成25年度 3回開催（H25.7/16、H25.11/18、H26.3/20） 平成26年度 5回開催（H26.6/9、H26.10/9、H26.11/17、H27.1/26、H27.3/27）						
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保険医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		679	679	849	680	680	852
①決算額（27年度は見込み）		461	414	661	584	402	644	668
②人件費等		1,221	1,744	5,928	4,131	4,574	5,408	
③減価償却費			581	2,177	1,614	1,859	2,276	
【事務分担量】（%）		15	20	70	50	55	70	
合計（①+②+③）		1,682	2,739	8,766	6,329	6,835	8,328	668
特定財源の推移	国							
	都							
	その他 一般会計繰入金	1,682	2,739	8,766	6,329	6,835	8,328	668
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	運営協議会開催回数（回）	5	3	5	4	3	5	3

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	運営協議会委員謝礼	396	報償費	運営協議会委員謝礼	632	報償費	運営協議会委員謝礼	637
需用費	運営協議会賄	6	需用費	運営協議会賄	12	需用費	運営協議会賄	10
使用料	協議会会場使用料	0	使用料	協議会会場使用料	0	使用料等	協議会会場使用料	21

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	開催回数	4	3	5	3	3	
②							
③							

（問題点・課題分析）	介護保険法改正に伴い、平成18年度から地域密着型サービス運営及び地域包括支援センター運営協議会を兼ねることとなっているが、運営協議会の役割が過重となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域密着型サービス運営及び地域包括支援センター運営協議会の機能を生かした会議の運営に努める。	会議を効率的に進めるため、会議資料は要点をまとめ見やすいものを作成するよう努めた。	引き続き、地域密着型運営及び地域包括支援センター運営協議会の機能を高める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	高田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	01-01-01	01-01-01	01-01-01	01-01-01	01-01-01	01-01-01
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠法令等	介護保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		計画区分	○計画 ●非計画			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準						
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者とその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス 2 給付の流れ ①要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ②ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供③利用者は介護サービス費の1割または2割分（※）を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） ④事業者等は残りの9割または8割分（ケアプラン作成は10割分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 ⑤東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求⑥区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う⑦東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う ※前年の所得状況等により利用者の負担割合が異なる						
経過	平成18年4月 介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設 平成27年4月 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@60.0円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		11,026,035	11,181,281	12,322,048	13,056,759	14,211,480	14,690,551
①決算額（27年度は見込み）		11,002,705	11,536,098	11,811,744	12,191,366	12,258,600	12,971,629	13,572,344
②人件費等		4,072	4,360	5,081	7,022	6,654	9,656	
③減価償却費			1,453	1,866	2,743	2,704	4,064	
【事務分担当】（%）		50	50	60	85	80	125	
合計（①+②+③）		11,006,777	11,541,911	11,818,691	12,201,131	12,267,958	12,985,349	13,572,344
特定財源	国 介護給付費負担金等	2,538,392	2,230,308	2,733,095	3,073,625	3,199,776	3,054,236	3,176,047
	都 介護給付費負担金	1,551,314	1,702,775	1,696,656	1,881,792	1,816,847	1,911,651	1,957,013
	その他 介護給付費交付金等	6,917,071	7,608,828	7,388,940	7,245,714	7,251,335	8,019,462	8,439,284
一般財源		0	0	11,818,691	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	44046	44054	44827	46426	47562	48917	49038
	要支援・要介護認定者数	7738	7811	8015	8270	8310	8673	8713
	介護保険料（基準月額：円）	4613	4613	4613	5792	5792	5792	5662
	審査支払件数（件）	205738	217379	228722	232273	232034	237210	238873

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	居宅介護サービス	7,917,607	委託料	居宅介護サービス	8,278,179	委託料	居宅介護サービス	8,753,508
	うち、地域密着型サービス	1,053,658		うち、地域密着型サービス	1,153,885		うち、地域密着型サービス	1,586,206
負担金補助	介護支援サービス	689,115	負担金補助等	介護支援サービス	696,385	負担金補助等	介護支援サービス	675,556
負担金補助	施設介護サービス	3,934,227	負担金補助等	施設介護サービス	3,983,237	負担金補助等	施設介護サービス	4,127,037
委託料	審査支払手数料	17,651	委託料	審査支払手数料	13,828	委託料	審査支払手数料	16,243

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	要介護認定者の出現率(%)	17.4	17.0	17.3	17.3	17.4	24～26年度は3月末実績 27・28年度は計画値
②							
③							

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付にかかる費用が年々増加している。</li> <li>・在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。</li> <li>・安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。</li> <li>・新たに第6期介護保険事業計画が開始されたため、初年度となる平成27年度は実績値と計画値を注視し今後の計画期間に活用できるよう分析していくことが必要となる。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護給付費を適切に管理・運用するために必要となる帳票・資料を整理する。	細かなデータ分析等に対応できるよう統計資料の改善を行った。	介護給付費の適切な管理・運用に加え、細かな分析、活用が行えるよう帳票・資料の見直し、整備を検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

況 議 会 （ 要 質 問 旨 ） 状	H17.2定 介護度の低い人への必要なヘルパー派遣等について H18.3定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて/施設入所者への負担軽減策について H20.4定 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて H22.2定 ショートステイの飛躍的充実について H27.1定 第6期介護保険事業計画の策定について/介護保険制度改正について
--	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-20	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉用具購入費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	依田	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	福祉用具購入費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	介護保険法第44・52・56条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04 介護保険サービスの基盤整備					
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者						
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。 3 給付の流れ （1）給付券方式 ①利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 ④福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 ⑤区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う （2）償還払い方式 ①利用者は福祉用具購入後に区に申請 ②区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う						
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月 特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。※自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。						
必要性	介護保険法により必須の事業						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	25,296	24,210	25,157	24,765	25,731	26,697
①決算額（27年度は見込み）		24,158	23,218	22,927	21,198	21,505	19,352	16,244
②人件費等		6,515	6,976	5,505	3,304	3,327	4,635	
③減価償却費			2,324	2,022	1,291	1,352	1,951	
【事務分担当】（%）		80	80	65	40	40	60	
合計（①+②+③）		30,673	32,518	30,454	25,793	26,184	25,938	16,244
特定財源	国 介護給付費負担金等	5,959	5,854	5,809	5,396	5,479	4,930	4,113
	都 介護給付費負担金	4,227	4,063	4,012	2,649	2,688	2,419	2,031
	その他 介護給付費交付金等	20,487	22,601	20,633	17,748	18,016	18,589	10,100
一般財源		0	0	0	0	26,184	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	腰掛便座	302	303	285	254	277	252	
	特殊尿器	3	1	1	0	3	2	
	入浴補助用具	725	686	624	592	586	562	
	簡易浴槽	0	1	1	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	福祉用具購入費	21,505	負担金補助等	福祉用具購入費	19,352	負担金補助等	福祉用具購入費	16,244

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	給付券方式の申請書受理件数比率(%)	71.1	74.7	71.9	72.1	80.0	給付券方式の申請書受理件数/年間福祉用具支給申請受理件数
②	給付券払（件数）	531	560	495	505	510	平成27年度（見込み）は、計画値を基に前年度比率にて算定。
③	償還払（件数）	216	193	211	196	200	

（問題点・課題分析）	<p>給付対象になるかどうか、保険者に委ねられている部分が多い。判断に迷わないよう、実際の事例の整理等を行い事務が円滑に進められるようにしていく必要がある。また、サービスを利用する人が本当に必要な用具を選定することができ、不要な給付を行うことがないよう事業者には制度の趣旨を理解してもらう必要がある。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			実際にあった事例の整理等を行い事務が円滑に進められるようにする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

況議 （要 質 問 状 ）	
------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅改修費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	藤澤	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	住宅改修費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	介護保険法第45条、第57条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者						
内容	利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。 ・対象となる工事：手摺の取付、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 ・申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週間～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。						
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 支払方法（給付券方式） 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式） 利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者を支払う						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	73,431	76,165	69,386	80,599	83,147	85,694
①決算額（27年度は見込み）		64,385	76,164	64,270	65,682	61,614	62,110	71,572
②人件費等		6,515	5,232	0	0		0	
③減価償却費			1,743	0	0		0	
【事務分担当】（%）		80	60	0	0		0	
合計（①+②+③）		70,900	83,139	64,270	65,682	61,614	62,110	71,572
特定財源	国 介護給付費負担金等	15,883	19,207	16,286	16,722	15,699	15,826	18,122
	都 介護給付費負担金	8,048	9,520	8,033	8,210	7,702	7,764	8,947
	その他 介護給付費交付金等	46,969	54,412	39,951	40,750	38,213	38,520	44,503
一般財源		0	0	0	0	61,614	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	手すりの取付け	640	719	659	684	677	656	
	床段差解消	132	174	157	150	111	121	
	滑り止めの防止	21	30	21	16	14	14	
	引き戸等への取替え	68	92	80	92	70	70	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	住宅改修費	61,614	負担金	住宅改修費	62,110	負担金	住宅改修費	71,572

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 給付券方式の支払件数比率（％）	84.0	83.0	84.0	84.0	84.0	給付券方式の申請書受理件数／年間受理件数（全）
	② 給付券払	610	596	590	688	739	27,28年度（見込）は、計画値を基に26年度比率にて算定。
	③ 償還払	116	122	110	131	141	

（問題点・課題） （指標分析）	・事業所によって住宅改修施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規に給付券取扱登録された事業所に対して、説明会等を実施する。	登録更新の一環として、給付券登録事業者に対して研修をおこなった。	研修を継続して実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

況議会（要質問状）	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-22	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	依田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	特定入所者介護サービス等費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	介護保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。						
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1) サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2) 給付の流れ ①要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする ②利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 ③被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 ④事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける						
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成27年 8月 預貯金等の要件導入、別世帯配偶者所得の勘案 平成28年 8月 非課税年金の勘案						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	(一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数1件あたり@76円)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		296,486	300,075	301,535	328,165	398,823	403,507
①決算額（27年度は見込み）		296,485	297,578	282,515	328,165	398,823	403,506	387,254
②人件費等		814	1,744	1,694	1,652	1,410	2,318	
③減価償却費			581	622	645	1,014	975	
【事務分担当】 (%)		10	20	20	20	30	30	
合計（①+②+③）		297,299	299,903	284,831	330,462	401,247	406,799	387,254
特定財源	国 介護給付費負担金等	59,345	75,678	59,191	67,266	83,509	84,584	80,471
	都 介護給付費負担金	50,858	52,513	90,460	54,481	67,957	68,668	65,988
	その他 介護給付費交付金等	187,096	171,712	135,180	208,715	249,781	253,277	240,795
一般財源		0	0	0	0	0	270	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用件数（件）	11195	11328	11066	12262	13750	13924	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	特定入所者介護サービス費	398,823	負担金補助	特定入所者介護サービス費	403,506	負担金補助	特定入所者介護サービス費	387,254

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	負担限度額認定証交付件数	1504	1605	1898	2000	2000	
②							
③							

（問題点・課題分析）	国会で審議中の介護保険法制度改正案の動向を注視する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護保険法改正に向けて、認定更新事務の体制づくりを検討する。	国の動向を注視しつつ、事務手続きがなるべく簡便に進められるようにした。	介護保険法改正に基づき、介護保険システムの改修及び更新事務の手続き方法を変更する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-23	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	青木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	高額介護サービス等費	内線	2432			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠法令等	介護保険法51条・61条			
終期設定	○有 ●無 年度		計画区分	○計画 ●非計画			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準						
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者						
内容	<p>【高額介護サービス費】（1）給付の流れ①サービスの提供⇒国保連⇒該当者抽出⇒該当者に申請勧奨する。②サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定し支給する。（2回目以降は申請省略）</p> <p>【高額医療合算介護サービス費】（1）給付の流れ①対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する②対象者は①を添えて医療保険者に請求③医療保険者は①を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給④医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額へ支給⑤介護保険者は④に基づき介護保険負担額を対象者へ支給</p>						
経過	<p>平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始</p> <p>平成15年 4月 申請時の領収書確認を廃止</p> <p>平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略</p> <p>平成18年10月 委任状による親族口座への振込みが可能になる</p> <p>平成20年 4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）</p> <p>平成27年 8月 高額介護サービス費の自己負担段階に現役並み所得者がいる世帯を新設 高額医療・高額介護合算制度の70歳未満被保険者の自己負担上限額の見直し</p>						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数1件あたり@95円）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		259,730	270,735	272,526	307,125	333,211	345,054
①決算額（27年度は見込み）		254,375	270,572	272,506	307,052	312,815	334,057	324,725
②人件費等		6,108	6,540	6,352	5,370	5,406	5,021	
③減価償却費			2,179	2,333	2,098	2,197	2,113	
【事務分担当】（%）		75	75	75	65	65	65	
合計（①+②+③）		260,483	279,291	281,191	314,520	320,418	341,191	324,725
特定財源	国 介護給付費負担金等	62,754	68,237	69,052	78,175	79,705	85,117	82,220
	都 介護給付費負担金	44,515	47,350	47,688	53,734	39,102	41,757	40,591
	その他 介護給付費交付金等	153,214	163,704	164,451	182,611	201,611	214,317	201,914
一般財源		0	0	0	0	320,418	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	生活保護の被保護者等	4,006件	4657	5167	5434	6103	6320	
	区民税非課税で年収80万円以下	11,865件	12297	11205	13401	13481	13923	
	区民税非課税で年収80万円超	3,225件	3674	3880	4284	4941	5045	
	一般	2,249件	2648	2563	2458	2172	1955	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	高額介護サービス等費	275,640	負担金	高額介護サービス等費	287,714	負担金	高額介護サービス等費	324,725
	高額合算（後期高齢分）	36,577		高額合算（後期高齢分）	45,602			
	高額合算（国保分）	598		高額合算（国保分）	741			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 高額介護支給件数（単位：件）	25577	26697	27243			申請勧奨件数 25年度1486件, 26年度1685件
	② 高額医療合算介護サービス費 ・後期高齢者分（単位：件）	1378	1044	1411			申請勧奨件数 25年度1565件, 26年度1626件
	③ 高額医療合算介護サービス費 ・国民健康保険分（単位：件）	21	18	25			申請勧奨件数 25年度49件, 26年度47件

（問題点・課題 分析）	申請は1課で済むが、支払は医療保険者・介護保健者がそれぞれ支払うので手続の流れがわかりにくいので、各課の担当者同士頻りに連絡を取り合い情報を共有できるようにしていく
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	勧奨通知はわかりやすくようにメモを加えるようにする。	1課申請2課支払を申請時に説明し区民の混乱を避けるようにした。	勧奨通知はわかりやすくようにメモを加えるようにする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-25	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
		担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	住宅改修支援事業			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度） ○建設事業 ○それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠法令等	介護保険法第115条	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	04	介護保険サービスの基盤整備		
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等				
内容	○助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ※ただし、利用者が当該住宅改修工事について住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。 ○助成金額 1件につき2,000円				
経過	平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。				
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		194	228	228	236	190	190	190
①決算額（27年度は見込み）		164	190	156	152	188	136	190	
②人件費等		407	436	0	0		0		
③減価償却費			145	0	0		0		
【事務分担量】（%）		5	5	0	0		0		
合計（①+②+③）		571	771	156	152	188	136	190	
特定財源	国	地域支援事業交付金	66	76	62	60	74	54	74
	都	地域支援事業交付金	33	38	31	30	37	27	37
	その他	地域支援事業繰入金等	472	657	63	62	77	55	79
	一般財源		0	0	0	0	188	0	0
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	助成件数（件）		82	95	78	76	94	68	95

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	理由書作成助成	188	負担金	理由書作成助成	136	負担金	理由書作成助成	190

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 助成件数（件）	76	94	68	95		
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成するケースが多く、その作成にかかる経費を助成するための事業である。助成の申請がなされた後、住宅改修を行った利用者に対して住宅改修費が支給されたか否かの結果を確認する必要があるため、助成額の支払いに時間を要する可能性がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	住宅改修費支給を円滑にするため、請求手続きをする事業者に対し申請方法について説明し完了までの手続きを円滑にする。	区外、初めて改修工事をする事業者に対して窓口・電話等で手続き方法に関して説明を行った。	理由書作成の助成申請のあった住宅改修利用者について、住宅改修申請の有無を確認する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--